

參考資料

【参考】食品ロス削減、食品リサイクル推進等の記述に対する投資家・アナリストのコメント

- 食品ロス削減の社会課題としての重要性は認識している。その上で投資家視点としては企業が食品ロス削減を通じてコストをどの程度削減しているのか、あるいは社会貢献等を通じてブランド価値をどのように向上しているかという経営戦略の部分が最も注目するポイント。
- 食品ロス削減という点では、それがコスト削減につながっていくのか、あるいは社会の目線が厳しい中でフードバンク支援等によってブランド価値向上をいかに引き上げていくか、というような目線が重要。
- 食品ロス削減そのものではなく、それが企業価値にどう波及していくかが重要。コスト削減やGHG排出量がいかに削減されたかという点なども、これがカーボンプライシングに反映され、企業の将来的なコスト削減につながるという観点から「食品ロス削減が企業価値向上につながる」ということがメッセージとして資本市場に訴求していくのであれば一定の効果はある。
- 投資家の判断に資する重要情報であるということを考えると、企業価値向上との因果性が重要。食品ロス削減というテーマ単体で捉えるのではなく、因果パスの観点から、因果性（それが企業価値にとって、どの程度重要性を帯びているのか）を明らかにし、それがどういった経路で企業価値に反映すると考えているのかの記述があれば良い。その際、必ずしも数値目標が書いていなければいけないということではなく、その関連付けが重要なので、定量・定性のバランスが重要。
- 企業が様々な形で開示媒体を発行する中で、投資家が全ての媒体に目を通す、網羅的に補足するということは現実的に難しい。多くの投資家、特に長期投資家が見るのは、法定開示である有価証券報告書、任意開示である統合報告書が中心となるため、有価証券報告書に情報が記載されていることは有用。
- 重要な情報が集約されている有価証券報告書に、財務・非財務の情報が両方載っているということは投資家にとって非常に有意義。こういった情報がコンパクトに載っていることによってファイナンスの良い機会にもなる。

【参考】日本の有価証券報告書におけるサステナビリティ欄新設の概観

2023年1月31日付けで企業内容等の開示に関する内閣府令が改正・施行され、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されました。

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

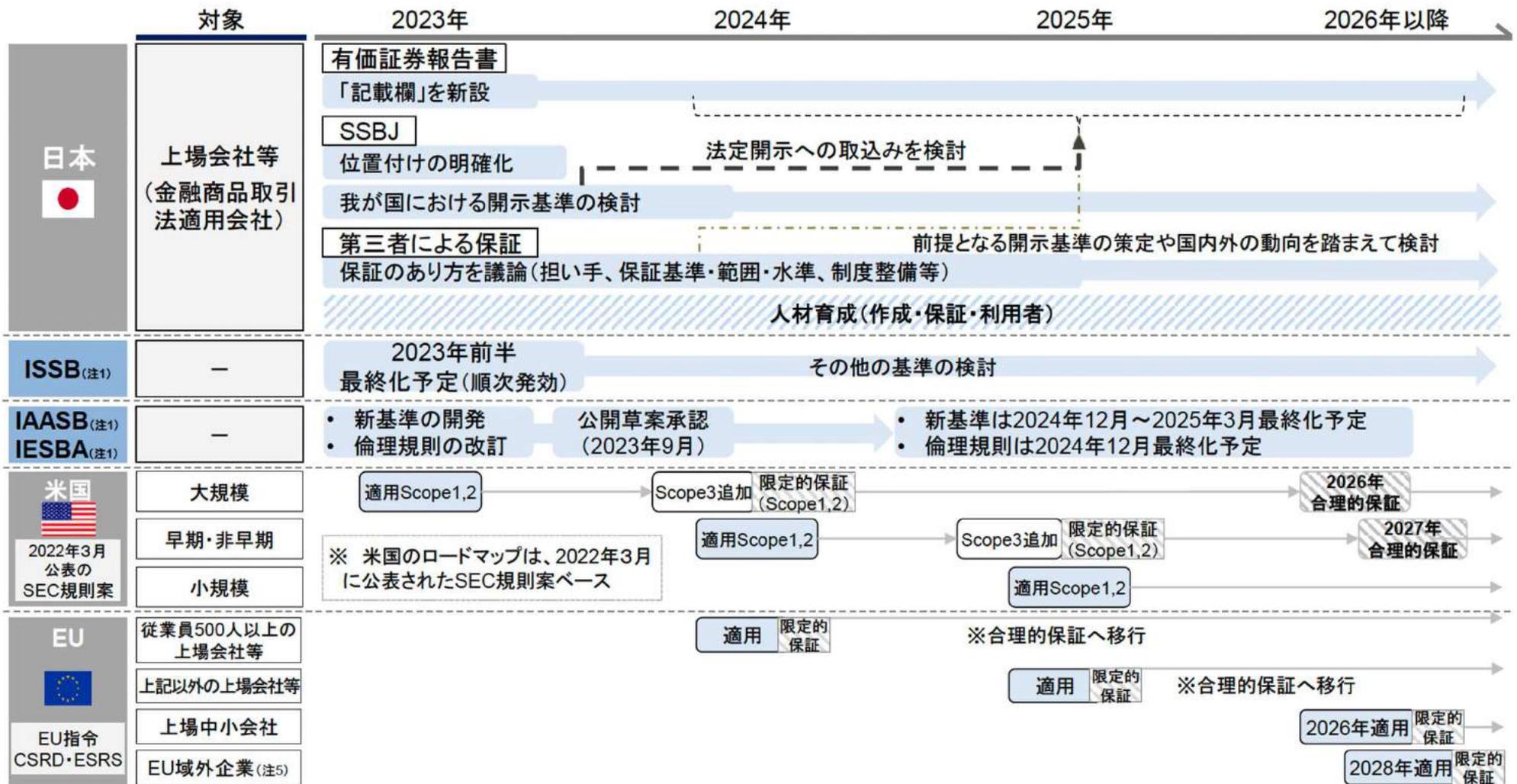
(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能^(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(出所) 第7回金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ事務局資料

【参考】我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ（2022年12月公表）

日米欧でサステナビリティ関連の情報開示の拡充が進められています。



(注1)ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会) (注2)ISSB、米国については、気候関連開示に関する規則案について記載
 (注3)米国の「大規模」とは大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社(時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社)及び非早期提出会社(大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社)のこと。「小規模」とは小規模報告会社(時価総額250百万ドル未満等の会社)のこと。
 (注4)CSRDにおける「中小会社」は、従業員250人以下の企業 (注5)EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループ
 (注6)英国では、2021年10月に政府がグリーンファイナンスに関するロードマップを公表。その中では、2023年以降の1～2年の取組みとして、ISSB基準を法定の年度報告に取り込むことなどが示されている。

日欧米のサステナビリティ開示義務化の状況

日米欧におけるサステナビリティ開示義務化の状況比較です。

	日本	米国	欧州
義務化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 2023年3月期に係る有価証券報告書において、サステナビリティ情報の記載欄が新設。 「ガバナンス」と「リスク管理」は必須記載事。 「戦略」と「指標及び目標」について、重要性に応じて記載を求める。 GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope 1・Scope 2のGHG排出量について積極的な開示を期待。 今後、「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、国内外の動向も踏まえつつ、本原則を改訂する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 米国証券取引委員会（SEC）が2022年3月に気候変動開示案（公開草案）を公表。 非財務情報・財務情報）それぞれについて開示事項を制定。 非財務情報開示はTCFDやGHGプロトコルがベース。 財務情報開示は、気候関連事象や移行活動が連結財務諸表へ与えた金額の開示などを要求 一定要件を満たす企業には、GHG排出量（Scope1,2）に関して第三者保証を要求 	<ul style="list-style-type: none"> 欧州委員会（EC）は、上場企業及び大企業に対し、サステナビリティ情報の開示を要求する企業サステナビリティ報告指令案（CSRD）を公表（2023会計年度から適用開始予定） 開示項目は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく。 ESRS草案の構成はTCFDおよびISSBが使用する4本の柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標）と整合する内容。 ダブルマテリアリティの原則が明確化。サステナビリティ関連事項が企業の業績や財務状況に与えるインパクトに加え、企業活動が環境や社会に与えるインパクトについても要開示
稼働状況	適用開始済み	2023年事業年度より開始予定だったが、現在延期中（調整中）	2024年1月1日以後に開始する事業年度の該当企業から適用される予定
特徴	開示内容は企業判断に任せる	財務への影響を数値化	ダブルマテリアリティを重視
共通軸	進捗状況の違いはあるが、いずれもTCFD/ISSBの4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標および目標）が基軸となっている。		